

案件1 地方分権改革の推進に向けた取組について

地方分権改革の流れ（抜粋）

国の動き	高槻市の対応	一括法（第1次～第11次）への対応（権限移譲体制整備・条例整備等）
H21.11 地域主権戦略会議発足		
H21.12 地方分権改革推進計画閣議決定		
H22. 6 地域主権戦略大綱閣議決定		
H23.4 第1次一括法 成立	H22. 4特別委員会開催	
H23.8 第2次一括法 成立	H23. 2特別委員会開催	
H23.11 「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」閣議決定		
H25. 3 地方分権推進本部発足		
H25. 3 「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」閣議決定		
H25.6 第3次一括法 成立	H24. 2特別委員会開催 H25. 2特別委員会開催	
H25.12 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」閣議決定		
H26.5 第4次一括法 成立	H25. 8特別委員会開催 H26. 4特別委員会開催 H26. 7特別委員会開催	
H27. 1 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		
H27.6 第5次一括法 成立	H27. 8特別委員会開催	
H27.12 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		
H28.5 第6次一括法 成立	H28. 2特別委員会開催 H28. 8特別委員会開催	
H28.12 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		
H29.4 第7次一括法 成立		
H29.12 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		
H30.6 第8次一括法 成立	H30. 2特別委員会開催	
H30.12 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		
R1.5 第9次一括法 成立	H31. 1特別委員会開催	
R1.12 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		
R2.6 第10次一括法 成立	R2. 1特別委員会開催	
R2.12 「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		
R3.5 第11次一括法 成立	R3. 1特別委員会開催	
R3.12 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定		
R4.5 第12次一括法 成立	R4. 2特別委員会開催	へ第の12対次応一中括法
R4.12 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定	R5. 2特別委員会開催	

(1) 第12次地方分権一括法での法改正に係るもの

※本表は、本市に影響がある事項について、法ごとに改正概要や施行日、条例改正の要、不要などをまとめたものである

※法のほかに関係政令・府省令があわせて改正されている

No.	被改正法律	改正概要	権限		施行日	経過措置期限	条例改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
1	地方自治法	(1)認可地縁団体における書面又は電磁的方法による決議に関する規定を追加する。 (2)認可地縁団体の合併に関する規定を追加する。	—	—	(1)R4.8.20 (2)R5.4.1	—	不要	地縁団体ハンドブックの整備を行う。	コミュニティ推進室
2	住民基本台帳法	住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務に水道法、国土調査法、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務を追加する。	—	—	R4.8.20	—	不要	各所管所属において、必要に応じて対応を検討していく。	管路整備課 管理課 農林緑政課 審査指導課 住宅課
3	・難病の患者に対する医療等に関する法律 ・児童福祉法	難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする。 これに伴い、支給認定の変更認定を行う場合の医療受給者証の提出の義務付けを廃止する。	—	—	R4.5.20	—	不要	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病的医療受給者証については、指定医療機関の包括的な記載を可能とする方向で検討中であり、必要に応じて対象者や関係医療機関への周知を行っていく。	子ども保健課
4	・医師法 ・歯科医師法 ・薬剤師法 ※法のみ改正	オンラインによる医師及び歯科医師並びに薬剤師の届出に係る都道府県経由事務を廃止する。	—	—	R4.8.20	—	不要	都道府県経由事務が完全に廃止されるわけではなく、紙媒体による届出は存続するため、対象者等へ従来の届出に関する周知に加え、新たなオンライン届出制度の周知を実施している。	健康医療政策課

No.	被改正法律	改正概要	権限		施行日	経過措置期限	条例改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
5	土地改良法	市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を実施する場合について、都道府県と同様に、応急工事計画に係る議会の議決を不要とする。	—	—	R4.5.20	—	不要	本市では、地元実行組合等が事業主体となる災害復旧工事に対する補助制度が存在するため、市が災害復旧工事の事業主体となることは基本的ない状況である。	農林緑政課 下水河川企画課
6	建築基準法	応急仮設建築物の存続期間について、特定行政庁が、安全上、防火上、衛生上支障なく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、1年ごとに存続期間を延長することを可能とする。	—	—	R4.5.31	—	不要	延長の申請があった場合は、改正後の法令の規定に基づき対応する。	審査指導課

第12次地方分権一括法中、本市対象外は以下のとおり

- ・難病の患者に対する医療等に関する法律(成人分野は都道府県事務)
- ・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(市内に該当農村地域なし)
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(都道府県・指定都市事務)
- ・下水道法(都道府県事務)

(2) 個別法の改正に係るもの

※本表は、本市に影響がある事項について、法ごとに改正概要や施行日、条例改正の要、不要などをまとめたものである

※法のほかに関係政令・府省令があわせて改正されている

No.	被改正法律	改正概要	権限		施行日	経過措置期限	条例改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
1	地方税法	ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式について、省令様式の性別欄を削除する。	—	—	R4.4.1	—	不要	寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例申請書)は、国の省令様式に基づいている。	観光シティセールス課
2	国民年金法	国民年金手帳の再交付に係る申請書における性別の記載について、令和4年度から、当該手帳に代えて発行される基礎年金番号通知書の再交付に係る申請書から不要とする。	—	—	R4.4.1	—	不要	国の省令に基づいて受付を行っている。	市民課
3	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	・分別収集物の再商品化に必要な行為等の委託の基準等に関する規定を追加する。 ・再商品化計画等に係る細則に関する規定を追加する。 ・分別収集物の基準、分別収集物の再商品化に必要な行為に係る細則に関する規定を追加する。	—	—	R4.4.1	—	不要	現時点で委託予定はないが、今後委託する場合は、法令に基づき対応する。	資源循環推進課

個別法改正事項中、本市対象外は以下のとおり

・動物の愛護及び管理に関する法律(都道府県事務)

(3) 法改正を伴わず改正する政令・府省令に係るもの

※本表は、本市に影響がある事項について、政令・府省令ごとに改正概要や施行日、条例改正の要、不要などをまとめたものである

No.	被改正 政令・府省令	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例 改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
1	子ども・子育て支援法施行規則	月途中での入退園等の場合における、施設等利用費(月額)の日割り計算の基礎日数について、現行規定では「開所日数」としているところ、法第7条第10項第1～3号に規定する幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部の場合は、その月の平日の日数、認可外保育施設等の場合は、その月の日数とする。	—	—	R4.4.1	—	不要	法令に基づき対応済である。	保育幼稚園事業課
2	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	特定子ども・子育て支援提供者が、施設等利用費を法定代理受領する場合に義務付けられている、保護者及び市町村に対する「特定子ども・子育て支援提供証明書」の交付を、法第7条第10項第1～3号に規定する幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部及び同第5号に規定する預かり保育事業の利用については不要とする。	—	—	R4.4.1	—	不要	法令に基づき対応済である。	保育幼稚園事業課
3	地方自治法施行令	地方自治法第243条の規定により私人に収納の事務を委託することができる公金の範囲を拡大する。	—	—	R4.2.24	—	不要	現時点で所管所属はないが、該当事例が今後出てきた場合は、法令に基づき対応する。	—
4	公職選挙法施行令	選挙管理委員会が選挙事務関係者を選任した場合に行う住所及び氏名の告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができるとしている。	—	—	R4.4.6	—	不要	施行後初めて行われた令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、選挙事務関係者について、法令に基づき当該住所の一部のみ告示した。	選挙管理委員会事務局

No.	被改正 政令・府省令	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例 改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
5	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令	住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務に、公営住宅法の規定に基づき、事業主体である地方公共団体が入居者等に対し家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求を行う際の入居者等の氏名又は住所の変更の事実を確認する事務を追加する。	—	—	R4.4.1	—	不要	必要に応じて、対応を検討していく。	住宅課
6	児童福祉法施行規則	医療費支給認定の変更申請を行う際に提出する申請書等の記載事項から、性別欄を削除する。	—	—	R4.4.1	—	不要	高槻市小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱の改正により対応済である。	子ども保健課
7	児童福祉法施行令	児童福祉施設における指導監査実施要件を見直す。	—	—	未定	未定	未定	未定	保育幼稚園指導課
8	・生活保護法施行規則 ・保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令	都道府県知事等が指定する医療機関の申請等について、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請等と併せて地方厚生局を窓口として行うことを可能とする。	—	—	令和4年度中予定	—	不要	申請様式は国の省令様式に基づいている。	生活福祉総務課
9	国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	国民健康保険における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合については、被保険者等及び市区町村の負担を軽減するため、市区町村が当該被保険者等の負担割合が2割となることを確認できる場合は、世帯主からの申請によらず、負担割合を2割とすることを可能とする。(後期高齢者医療制度においても同様の措置を実施)	—	—	R4.1.1	—	不要	国民健康保険制度では令和4年1月1日から、後期高齢者医療制度では令和4年4月1日から職権判定を実施している。	国民健康保険課
10	国民健康保険法施行規則及び介護保険法施行規則	国民健康保険に係る特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証並びに介護保険に係る介護保険負担限度額の認定に係る申請書等における性別の記載について削除する。	—	—	R4.3.31	当分の間	不要	国民健康保険制度では、新システム導入にあわせて、令和5年1月4日から対応する。 また、介護保険制度における認定証様式は、国の省令様式に基づき変更済である。	国民健康保険課 長寿介護課

No.	被改正 政令・府省令	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例 改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
11	・介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令 ・介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令	令和3年度からの調整基準標準給付費額の算定期間について、3か月前倒しする。	—	—	R3.3.31	—	不要	改正後の国の省令様式に基づき、調整基準標準給付費額を算定し、介護給付費財政調整交付金の交付申請事務を行っている。	長寿介護課
12	農業委員会等に関する法律施行規則	農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件について、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。	—	—	R4.4.1	—	不要	改正後の認定農業者の過半数要件と比較しても、市内の認定農業者が少ないため、農業委員会委員の任命に当たっては、引き続き法令に基づく例外規定により対応していく。	農業委員会事務局
13	農地法施行規則	文化財保護法第99条に基づき、地方公共団体が埋蔵文化財の所在や範囲の把握等のため、農地において、試掘・確認調査を行う場合の農地転用許可を不要とする。	—	—	R4.3.31	—	不要	現時点で該当事例はないが、該当事例が今後出てきた場合は、法令に基づき対応する。	文化財課 農業委員会事務局
14	土地区画整理法施行規則	借地権申告書及び権利変動届出書について、性別の記載を不要とするため様式を改正する。	—	—	R4.3.1	—	不要	現時点で市が土地区画整理事業を実施する予定はないが、今後実施する場合、申請様式は、国の省令様式に基づき対応する。	都市づくり推進課
15	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令	建築物特定施設に劇場等の客席等を追加し、劇場等の客席等の誘導基準を設定する。	—	—	R4.10.1	—	不要	高槻市建築基準法施行条例にて既に同等の基準があるため特段の対応を行わない。	審査指導課

No.	被改正 政令・府省令	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例 改正等	対応状況等	所管部署
			改正前	改正後					
16	環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令	環境省所管法令に基づく立入検査等の際に地方公共団体職員が携帯する身分証明書について、複数法令に基づく身分証明書を統合した新たな様式(統合様式)を用いることができるようとする。	—	—	R3.3.16	—	不要	複数法令に基づく身分証明書を所持する所属は、次回更新にあわせて共通様式に移行する。	環境政策課 資源循環推進課 農林緑政課
17	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令 ほか4府省令※	各共管法令に基づく立入検査等の際に地方公共団体職員が携帯する身分証明書について、上記16と同様の統合様式を用いることができるようとする。	—	—	R3.3.16	—	不要	複数法令に基づく身分証明書を所持する所属は、次回更新にあわせて共通様式に移行する。	環境政策課 農林緑政課
※ほか4府省令は以下のとおり									
<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令 ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律の規定に基づく立入調査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令 ・経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令 									
18	土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令	土地の形質変更実施についての事前届出の添付書類として、従来必須としていた同意書ではなく、登記事項証明書等で足りることとする。	—	—	R4.7.1	—	不要	変更点について、ホームページにて周知を図った。	環境政策課

政令・府省令改正事項中、本市対象外は以下のとおり

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(対象地域に該当しない)
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(対象地域に該当しない)
- ・調理師法施行規則(都道府県事務)
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(都道府県事務)
- ・下水道法施行令及び下水道施行規則(都道府県事務)
- ・道路運送法施行規則(都道府県事務)
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(都道府県事務)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）（第12次地方分権一括法）の概要

内閣府地方分権改革推進室
令和4年5月13日成立
令和4年5月20日公布

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
 - ◆ 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針（抜粋）：「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

平成25年

3月 地方分権改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）発足

平成26年

4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
(以後、第5次～第11次 一括法成立)

令和3年

7月中旬 提案団体からのヒアリング
8月上旬 関係府省からの1次ヒアリング
10月中旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月12日 地方分権改革有識者会議「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月21日 地方分権改革推進本部において、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
同方針を閣議決定

令和4年

3月4日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定
5月13日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立
5月20日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(令和4年法律第44号)公布

法改正事項の概要

1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの

- ① 農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項の簡素化（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）
- ② 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国への協議を届出に見直し（下水道法）
- ③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し（土地改良法）
- ④ 難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする見直し（難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法）

2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの

- ⑤ 水道法、国土調査法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し（住民基本台帳法）
- ⑥ オンラインによる医師、歯科医師、薬剤師の届出に係る都道府県経由事務の廃止（医師法、歯科医師法、薬剤師法）

3. その他

- ⑦ 液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）
- ⑧ 応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し（建築基準法）
- ⑨ 認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を可能とする見直し（地方自治法）

改正法律一覧（12法律）

1 地方自治法

- ・認可地縁団体について、合併及び書面等による決議を可能とする見直し

2 住民基本台帳法

- ・水道法、国土調査法及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする見直し

3 難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法

- ・難病の患者等に交付する医療受給者証について、指定医療機関の包括的な記載を可能とする見直し

4 医師法

- ・オンラインによる医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止

5 歯科医師法

- ・オンラインによる歯科医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止

6 薬剤師法

- ・オンラインによる薬剤師の届出に係る都道府県経由事務の廃止

7 土地改良法

- ・土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し

8 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

- ・農村地域への産業の導入に関する基本計画の記載事項の簡素化

9 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

- ・液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲

10 建築基準法

- ・応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し

11 下水道法

- ・流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国への協議を届出に見直し

施行期日

- 原則 → 公布の日から起算して3月を経過した日（令和4年8月20日）
- 直ちに施行できるもの → 公布の日（令和4年5月20日）
- その他 → 上記以外の個別に定める日